

入札説明書

この入札説明書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が発注する物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
理事長 斎藤 保

2 入札に付する事項

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 調達をする物品等の名称及び数量 | 発動発電機 一式 |
| (2) 調達をする物品の仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 令和6年3月29日（金） |
| (4) 納入場所 | 福島ロボットテストフィールド |

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 公告の日から入札の日までの間に、公共機関（国・地方公共団体の機関）から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (2) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (3) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次のア、イ、ウに掲げる書類等を添付し、(2)に示す場所に提出すること。

当該資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので十分に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの

納入証明書（様式任意(参考様式1)）。製造業者自ら参加する場合は納品確約書（様式任意(参考様式2)）。

イ 納入物品の仕様書（様式任意(参考様式3)）

- (ア) 納入物品の内容が網羅されているもの。
- (イ) 納入物品の外観及び基本構造がわかる図面等が添付されていること。
- (ウ) 納入物品のメーカー名及び規格等が明示されていること。
- (エ) 納入物品のカタログ又は写真等が添付されていること。

ウ 納入実績調書（様式任意(参考様式4)）

本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の製品に関する過去5年間の納入実績（民間・官公庁何れに対する実績かは問わない。）。

(2) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所は下記とする。

ア 期 限 令和5年7月19日（水）17時まで

イ 場 所 〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 技術部 技術課
メール: robot3@fipo.or.jp

ウ その他 申請書類は持参及び郵送（期限内必着）とする。

5 入札説明書、仕様書、申請書等の配布期間、配布場所

(1) 期 間 令和5年7月6日（木） ～ 令和5年7月26日（水）

(2) 場 所 〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 技術部 技術課
Mail: robot3@fipo.or.jp

(3) その他 上記にて配布を行うほか、福島ロボットテストフィールドホームページにおいて公開する。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年7月27日（木）14時00分

(2) 場 所 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
福島ロボットテストフィールド研究棟2階 会議室

(3) その他 郵送による入札は不可とする。

7 入札書の提出方法

(1) 指定の入札書（第3号様式）に必要とする事項を記載し、前記6の指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書に次の書類を添付すること。

- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第 2 号様式。機構からの通知）又はその写し
- イ 委任状（第 4 号様式） ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書の記載に当たって次の事項に留意すること。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職と氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合は、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職と氏名並びに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

8 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納入するものとする。

(2) 入札保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料は入札者負担とする。

(3) 入札保証金の納入は、入札日前日までに行うこととし、事前に後記 19 に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。

(4) 下記ア又はイに該当し、入札保証金の免除を希望する者は、前記 6 (1) に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（第 5 号様式）と、入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は納入実績調書（参考様式 4）及び添付書類を提出すること。

ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年間に民間、国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 入札保証金は、落札者が決定した後に返還する。ただし、落札者の納入に係るものは契約書の取り交し後に返還する。なお、振込手数料は入札者の負担とする。

(6) 落札者の納入に係る入札保証金は、前記(5)にかかわらず、落札者の申出によりこれ

を契約保証金に充てることができる。

- (7) 落札者の納入に係る入札保証金は、落札者が契約書の取り交しをしないときは機構に帰属させるものとする。

9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、前記 6 で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は前記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるものとし、代理人の場合は身分証明を提示し、確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札について棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1 回に限り再度入札に付することができるものとする。
- (6) 開札に立ち会う場合に持参する物
- ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）
- イ 一般競争入札参加資格確認通知書（第 2 号様式。機構からの通知）又はその写し
- ウ 委任状（第 4 号様式）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限ります。）
- エ 予備の入札書用紙（第 3 号様式）

10 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日前日までの間において提出した書類に関し、機構理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札条件等を熟知の上、入札しなければならない。また、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（第 6 号様式）により、令和 5 年 7 月 1 0 日（月）1 7 時までに関係職員に説明を求めることができる。機構は、入札仕様書等に関する回答書（第 7 号様式）にて、福島ロボットテストフィールドホームページに掲載する方法により回答する。

質問の宛先 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 技術部 技術課
電 話 0244-25-2476 / FAX 0244-25-2479
メール robot3@fipo.or.jp

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席し、入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正な行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後は、入札者又はその代理人は開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 前記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (4) 同一事項の入札につき、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札

- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち最も安価な入札を行った者から安価な順に行う。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納入するものとする。
- (2) 契約保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料等は落札者の負担とする。
- (3) 契約保証金の納入は、落札決定日から6日以内に契約書を取交しの前日までに行うこととし、事前に後記19に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し、契約保証金の免除を希望する者は、落札決定日から3日以内に契約保証金納付免除申請書（第8号様式）と履行保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は実績調書（参考様式4）及び添付書類を提出すること。なお、資料作成等に要する費用は落札者の負担とし、受領した書類は返却しない。
 - ア 落札者が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 落札者が過去2年間に民間、国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約締結をしないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 契約保証金は、契約の相手方が契約履行後に返還する。なお、振込手数料は契約の相手方負担とする。

- (6) 契約保証金は、契約相手方が契約上の義務を履行しないときは機構に帰属させるものとする。

16 契約書等の作成

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は機構が交付する契約書に記名押印し、落札決定日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、機構が指定した期日まで）に契約書の取り交しを行うものとする。
- (2) 契約の締結は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消することがある。

17 契約条項

契約条項は、購入契約書（案）による。

18 その他

- (1) 前記4の提出書類を機構へ提出後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (2) 天災等やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が前記3の入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが明らかとなった場合には当該入札者を落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。
- ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とする本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

19 当該契約に関する問い合わせ先

〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 技術部 技術課
電 話 0244-25-2476 / FAX 0244-25-2479
メール robot3@fipo.or.jp